飯田市恒川史跡公園の整備状況及びガイダンスエリアについて

文化財保護活用課

１　整備状況（これまでの経過）

恒川史跡公園（約 21,600 ㎡）は、「史跡恒川官衙遺跡整備基本計画」に基づき、令和４年度に清水エリア（約 1,500 ㎡）、令和５年度に正倉院北側エリア（約 900 ㎡）の供用を開始しており、現在、ガイダンスエリア（約 1,700 ㎡）の整備および調整を行っている。

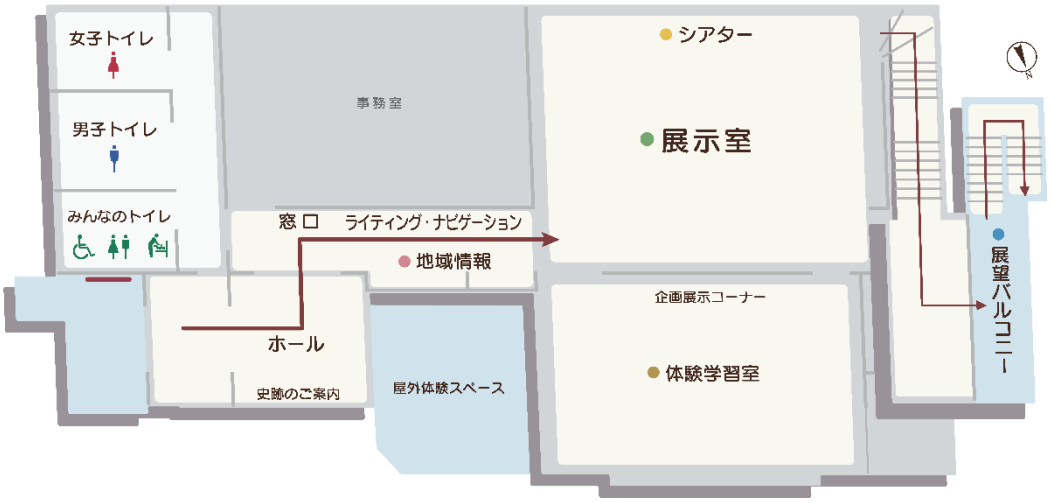
当公園については順次整備を行っており、供用開始エリアが追加されるタイミングで条例等の改正を行ってきた。令和９年４月 18 日にガイダンスエリア（ごんが歴史交流館含む）の供用を開始するため、条例を改正するものである。



2　ガイダンス施設・ガイダンスエリアの概要

(1) ガイダンス施設名称　史跡恒川官衙遺跡『ごんが歴史交流館』
(2) 住所　飯田市座光寺 4701 番地 12（恒川史跡公園ガイダンスエリア内）
(3) 供用開始日　　令和９年４月 18 日（予定）
(4) 開館時間等　　議案文のとおり
(5) 駐車場利用台数　26 台（うち障がい者等用駐車場１台、思いやり駐車場１台）
※ 当該駐車場は、ガイダンス施設のみならず、恒川史跡公園全体の来訪者用駐車場としても位置付けている。

【ごんが歴史交流館　図面】



3　機能（設置目的）

(1) 恒川史跡公園（全体）
奈良時代及び平安時代に信濃国最南の「伊那郡」を統治していた役所の跡として文化財保護法第 109 条第１項の規定により国の史跡に指定された恒川官衙遺跡を保存し、かつ、その活用を図り、市民の歴史資産に対する理解を深め、もって教育及び文化の向上並びに地域の振興に資するとともに学習、交流及び情報発信の拠点とするため、史跡公園を設置する。
(2) ごんが歴史交流館
以下の機能を有する施設として設置する。
①　史跡恒川官衙遺跡の価値について展示及び解説
②　史跡恒川官衙遺跡の保存管理及び活用拠点
③　史跡恒川官衙遺跡及び周辺地域の歴史･文化資産に関する情報発信
④　史跡恒川官衙遺跡とその周辺地域の歴史・文化資産を生かした地域活動の拠点

4　管理運営の在り方について

恒川史跡公園・ごんが歴史交流館は飯田市教育委員会の直営施設と位置付けるが、地元座光寺地区における地域活動の拠点施設との性質も有することから、飯田市は一部業務を座光寺地域自治会に委託し、協働して管理運営を行う。
(1) 常駐職員等の配置
・基本配置：２人（市職員１人、座光寺地域自治会１人）
・来館者数等の状況に応じて、座光寺地域自治会が適宜「地域ガイド」を手配・配置する。
(2) 業務委託範囲
飯田市は座光寺地域自治会に対し、ごんが歴史交流館を含む供用開始エリア全般の維持管理業務、ガイド業務、及び設置目的の範囲内での活用業務等を委託する。